

受給者負担金（1レセプトあたり500円）について

○議論の取りまとめ

現物給付方式の対象者に係る受給者負担金については、導入時の趣旨「福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支え合う一員であることを受給者に自覚してもらう」ことが現行においても変わっていないこと、また、福祉医療制度が将来にわたり持続可能な制度として県民福祉の向上に寄与するために、現行の1レセプトあたり500円を維持することが適当であると考えます。